



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 8月 1日 火曜日 第2896号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の協力申出…………… (医療対策課) …… 578
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等…………… (経営支援課) …… 578
- 大規模小売店舗の廃止の届出…………… (") …… 579
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧…………… (農地整備課) …… 579
- 肥料の登録…………… (農産園芸課) …… 579
- 公共測量の実施の通知 (3件) ……………… (道路維持課) …… 579
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (東予地方局地域福祉課) …… 580
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") …… 580
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (") …… 580
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (") …… 580
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (") …… 581
- 指定一般相談支援事業者の指定…………… (") …… 581
- 指定道路の指定…………… (南予地方局八幡浜土木事務所) …… 581

公営企業告示

- 落札者等の告示…………… (公営企業管理局総務課) …… 582

公営企業公告

- 愛媛県立新居浜病院整備事業…………… (公営企業管理局県立病院課) …… 582

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第900号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年 8月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	宇和島市	平成32年7月31日まで

○愛媛県告示第901号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 8月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- スーパー日東東本店
松山市東本一丁目90番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社日東物産
松山市高砂町三丁目7番地2
代表取締役 服部 雅企
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社日東物産
松山市高砂町三丁目7番地2
代表取締役 服部 雅企
株式会社つるや
松山市湊町三丁目8番12号
代表取締役 鶴田 学
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年 3月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,990平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
84台
イ 駐輪場の収容台数
57台
ウ 荷さばき施設の面積

137.2平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

50.7立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成29年7月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第902号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成29年8月1日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
パルティ・フジ余戸	松山市余戸中六丁目11番3号	平成29年7月17日

○愛媛県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市氷見尾土居城ノ谷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（防災ダム事業・城ノ谷地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年8月2日から30日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第904号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成29年8月1日

愛媛県知事 中村時広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成29年7月25日	愛媛県第1293号	混合有機質肥料	磷酸配合肥料	窒素全量 3.0 りん酸全量 14.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格の通り	株式会社 研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

○愛媛県告示第905号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 平成29年6月30日から
平成30年3月19日まで
- 3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第906号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 平成29年7月14日から
平成30年3月12日まで
- 3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第907号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 平成29年8月1日から
10月31日まで

3 作業地域 大洲市の一部

○愛媛県告示第908号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。
平成29年 8月 1日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500269	一般社団法人スタジオ夢叶	愛媛県新居浜市篠場町10番25号	石 丸 三由記	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスにじいろぼんだ	愛媛県新居浜市篠場町10番25号	平成29年 5月1日
3850500277	株式会社さわやか倶楽部	福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号	内 山 文 治	放課後等デイサービス	さわやか愛の家 にいはま館	愛媛県新居浜市東田3丁目乙11番77	平成29年 6月1日

○愛媛県告示第909号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成29年 8月 1日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人滴水会	居宅介護支援事業所よしの	愛媛県今治市末広町三丁目1番地6	平成29年6月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第910号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。
平成29年 8月 1日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人明生会	明生会訪問看護ステーション「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1348番地1	平成29年6月30日	訪問看護
医療法人明生会	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年6月30日	訪問介護
医療法人明生会	デイサービスいきいき	愛媛県四国中央市金生町下分1348番地1	平成29年6月30日	通所介護
医療法人明生会	デイサービスほのぼの	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地ハートケアタウン陽だまり	平成29年6月30日	通所介護

○愛媛県告示第911号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。
平成29年 8月 1日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人明生会	明生会訪問看護ステーション「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1348番地1	平成29年6月30日	介護予防訪問看護
医療法人明生会	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年6月30日	介護予防訪問介護

医療法人明生会	デイサービスいきいき	愛媛県四国中央市金生町下分1348番地1	平成29年 6月30日	介護予防通所介護
医療法人明生会	デイサービスほのぼの	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地ハートケアタウン陽だまり	平成29年 6月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第912号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成29年 8月 1日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500722	合同会社桃花	愛媛県新居浜市河内町1番7号	齋 藤 由紀子	居宅介護	ヘルパーステーション 桃花	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目11番10号ドミールシバタ101号	平成29年 5月 1日
3810500722	合同会社桃花	愛媛県新居浜市河内町1番7号	齋 藤 由紀子	重度訪問介護	ヘルパーステーション 桃花	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目11番10号ドミールシバタ101号	平成29年 5月 1日
3810500722	合同会社桃花	愛媛県新居浜市河内町1番7号	齋 藤 由紀子	同行援護	ヘルパーステーション 桃花	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目11番10号ドミールシバタ101号	平成29年 5月 1日
3810200802	おひさまの里合同会社	愛媛県今治市高橋甲290番地6	山 田 陽 子	居宅介護	居宅介護 おひさまの里	愛媛県今治市高橋甲290番地6	平成29年 5月15日
3810200802	おひさまの里合同会社	愛媛県今治市高橋甲290番地6	山 田 陽 子	重度訪問介護	居宅介護 おひさまの里	愛媛県今治市高橋甲290番地6	平成29年 5月15日
3810500730	合同会社ほのぼの	愛媛県新居浜市庄内町三丁目12番2号	清 水 祐一郎	就労継続支援 B型	ほのぼの工房	愛媛県新居浜市庄内町三丁目12番2号	平成29年 6月 1日
3811300528	株式会社セトウチ・ジョブ・ステーション	愛媛県四国中央市寒川町3800番地の1	村 上 佑 貴	就労継続支援 A型	チームたんぼぼ	愛媛県四国中央市寒川町3800番地の1	平成29年 6月 1日
3811300536	ライトフーズ株式会社	愛媛県四国中央市川之江町2333番地6	大 山 浩 二	就労継続支援 B型	すまいるライフ	愛媛県四国中央市寒川町1486番地1	平成29年 6月 1日
3810600696	社会福祉法人 宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	就労継続支援 B型	未来翔	愛媛県西条市下島山甲1428番1	平成29年 6月23日
3811300544	株式会社明生ハートケア	愛媛県四国中央市金生町下分1332番地	長谷川 綾	居宅介護	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年 7月 1日
3811300544	株式会社明生ハートケア	愛媛県四国中央市金生町下分1332番地	長谷川 綾	重度訪問援護	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年 7月 1日
3811300544	株式会社明生ハートケア	愛媛県四国中央市金生町下分1332番地	長谷川 綾	同行援護	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年 7月 1日
3811300569	特定非営利活動法人ぶかぶか	愛媛県四国中央市豊岡町大町124番地の1	石 川 かおる	就労継続支援 B型	B型事業所 4ぶんの3	愛媛県四国中央市三島中央3丁目14番34号	平成29年 7月 1日

○愛媛県告示第913号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成29年 8月 1日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

事業者番号	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			指定地域相談支援の種類	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3831300557	株式会社明生ハートケア	愛媛県四国中央市金生町下分1332番地	長谷川 綾	地域移行支援	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年 7月 1日
3831300557	株式会社明生ハートケア	愛媛県四国中央市金生町下分1332番地	長谷川 綾	地域定着支援	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年 7月 1日

○愛媛県告示第914号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 8月 1日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成29年7月24日
- 3 指定道路の位置

- 八幡浜市保内町宮内2番耕地108番1の一部、109番1の一部及び109番1地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 25.52メートル 7.24メートル
 - (2) 幅員 4.03メートル 4.13メートル

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年8月1日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
DRシステム 1式 (県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年7月12日	株式会社キタムラメディア イカル 東予営業所 西条市玉之江550番地2	34,128,000円	一般競争入札	平成29年5月30日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年8月1日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 事業名
愛媛県立新居浜病院整備事業（以下「本事業」という。）
 - (2) 事業実施場所
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号外
 - (3) 事業方式
本事業の事業方式は、設計・施工一括発注方式（事業者が新設、改修等を行う施設の設計（基本設計及び実施設計をいう。）、施工、工事監理等の業務を一括して行う方式をいう。）とする。
 - (4) 事業内容
事業者が行う病院施設等の整備業務は、次のとおりとする。
ア 施設整備に係る事前調査（土壌汚染状況調査、地質調査、電波障害調査等を含む。）及びその対策業務
イ 本事業に伴う申請等の手続業務
ウ 施設整備に係る基本設計業務及びその関連業務
エ 施設整備に係る実施設計業務及びその関連業務
オ 施設整備に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事及び改修工事並びにその関連工事
カ 施設整備に係る解体業務
キ 施設整備に係る工事監理業務
 - (5) 整備する施設の概要
ア 敷地面積
64,664.44平方メートル（実測値）
イ 病院施設
 - (ア) 病床数
240床（一般病床235床、感染症病床第二種2床及び結核病床3床）
 - (イ) 診療科数

22診療科

- (6) 事業期間
事業契約の締結の日から平成34年3月31日まで
- (7) 予定価格
9,180,700,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 応募者の構成
ア 応募者は、2者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
イ 共同企業体の構成における代表企業とは、当該共同企業体の構成員のうち、当該共同企業体を代表し、入札参加手続等を行う者であって、当該共同企業体の構成員の中で出資比率が最大のものをいう。
ウ 応募者は、一般競争入札参加要件確認申請書及び必要書類（以下「参加要件確認書類」という。）の提出の際に代表企業及びそれ以外の構成員並びにそれぞれの担当分野を明記すること。
エ 応募者の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の応募者の構成員として参加してはならない。
 - (2) 応募者の構成員に共通する参加要件
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
ウ 4(2)アの受付期間の最終日（以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。）から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
エ 応募者の構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取

締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が次に掲げる者でないこと。

(ア) 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

(イ) 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 暴力団員等又は(イ)に掲げる者がその事業活動を支配する者

オ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合

a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続が進行中の会社又は更生会社である場合を除く。

b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の関係

その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 次に掲げる本事業に係る県のアドバイザーである法人又は当該法人との間にオ(ア)の資本関係若しくはオ(イ)の人的関係を有する者でないこと。

(ア) 商号 アイテック株式会社

所在地 東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号

(イ) 商号 株式会社伊藤喜三郎建築研究所

所在地 東京都豊島区高田二丁目17番22号

(ウ) 商号 西村あさひ法律事務所

所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー

(エ) 商号 株式会社環境防災

所在地 徳島県徳島市鮎喰町一丁目57番地

キ 愛媛県立新居浜病院整備検討委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にオ(ア)の資本関係若しくはオ(イ)の人的関係を有する者でないこと。

(3) 個別参加要件

ア 設計業務(1(4)ウ及びエの業務をいう。以下同じ。)を実施する者

設計業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なく

とも1者は(ア)から(ク)までの全ての要件を満たし、その他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成29年度及び平成30年度の愛媛県発注工事に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

(ウ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成19年4月1日以降に設計が完了した一般病床200床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事(増築の場合は、増築部分が200床以上のものに限る。イ(オ)において同じ。)の基本設計業務を主契約者(共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものをいう。以下同じ。)として受注した実績を有していること。

(エ) 管理技術者(本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。)として、一級建築士の資格を有する者(ウの実績に関し、管理技術者の立場で従事した実績を有し、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を専任で配置することができること。

(オ) 建築意匠担当主任技術者として、平成19年4月1日以降に設計が完了した一般病床200床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事(増築の場合は、増築部分が200床以上のものに限る。(カ)から(ク)までに同じ。)の基本設計業務の実績を有し、一級建築士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を専任で配置することができること。

(カ) 建築構造担当主任技術者として、平成19年4月1日以降に設計が完了した一般病床200床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の基本設計業務の実績を有し、構造設計一級建築士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を専任で配置することができること。

(キ) 電気設備担当主任技術者として、平成19年4月1日以降に設計が完了した一般病床200床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の基本設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を専任で配置することができること。

(ク) 機械設備担当主任技術者として、平成19年4月1日以降に設計が完了した一般病床200床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の基本設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者(設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経

過しているものに限る。)を専任で配置することができること。

(ケ) 管理技術者及び各担当主任技術者(管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。)は、それぞれ1名とし、兼任しないこと。

イ 工事業務(1(4)オの業務をいう。以下同じ。)を実施する者

工事業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者は(ア)から(カ)までの全ての要件を満たし、その他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第2条の規定による平成29年度及び平成30年度における等級別格付けをされていること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去1年7か月以内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書の総合評価値が、建築一式工事において1,200点以上の者であること。

(エ) 現場代理人(工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を配置できること。ただし、監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)が現場代理人を兼務することは、可能とする。

(オ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成19年4月1日以降に完了した一般病床200床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事業務を主契約者として受注した実績を有していること。

(カ) 監理技術者として、一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、及び監理技術者講習修了証を取得した者(オの実績に関し、全工程の2分の1以上の期間にわたり、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で従事した実績を有し、工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。)を専任で配置することができること。

ウ 工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者は(ア)から(エ)までの全ての要件を満たし、その他の者は(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。

(ア) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成29年度及び平成30年度の愛媛県発注工事に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

(ウ) 本事業における工事業務を実施する者でないこと。

(エ) 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成19年4

月1日以降に完成した一般病床200床以上の免震構造を有する病院建物の工事監理業務を主契約者として受注した実績を有していること。

3 入札説明書の交付

(1) 交付期間

この公告の日から平成29年9月1日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)

(2) 交付方法

6(7)に掲げる場所で交付する。

4 入札参加要件の確認

(1) 応募者は、参加要件確認書類を提出して、入札参加要件の確認を受けなければならない。

(2) 参加要件確認書類の受付

ア 受付期間

平成29年8月29日(火)から9月1日(金)までの執務時間中

イ 受付場所

6(7)に掲げる場所

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 入札参加要件の確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成29年9月6日(水)までに、書面により通知する。

オ その他

(ア) 参加要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された参加要件確認書類は、返却しない。

(ウ) 詳細は、入札説明書による。

5 入札の手續

4により入札参加要件の確認を受けた者は、入札説明書で規定する入札書及び提案内容を記載した資料(以下「入札提出書類」という。)を次のとおり提出すること。

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成29年11月30日(木)午前11時

イ 場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県公営企業管理局会議室

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(3) 郵送による入札の取扱い

郵送による入札の場合は、入札提出書類は、書留郵便により、平成29年11月29日(水)午後5時15分までに、6(7)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年11月30日(木)午後2時

イ 場所

(1)イに掲げる場所

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札書に記載する入札金額は、1(4)に掲げる業務の総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効等

ア 入札参加要件を満たさない者及び入札参加要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加要件を満たすことを確認された者であっても、入札時点において入札参加要件を満たさなくなっているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県公営企業管理局にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

(6) 落札者決定基準

ア 評価に当たっては、1,000点の範囲内で配点を行い、総合評価点の最も高い応募者を落札者とする。

イ 配点に当たっては、内容評価点と価格点に区分し、内容評価点を700点とし、価格点を300点とする。

ウ この落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) 契約条項を示す場所及び問合せ先
愛媛県公営企業管理局県立病院課
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912-2816

FAX番号 (089) 947-6007

電子メール epnh-db@eph.pref.ehime.jp

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity: All the works for the Ehime Prefectural Niihama Hospital development project including design, construction, construction supervision, and demolition

(2) Time limit of tender: 11:00 a. m., 30 November 2017

(3) For further information, please contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2816
FAX 089-947-6007
e-mail epnh-db@eph.pref.ehime.jp